

公立学校共済組合長崎支部健康づくり講座業務委託
落札者決定基準

平成30年4月26日
公立学校共済組合長崎支部

1. 総則

本落札者決定基準は、公立学校共済組合長崎支部（以下、「長崎支部」という。）が、公立学校共済組合長崎支部健康づくり講座業務を実施する者（以下、「事業者」という。）の募集・選定を行うにあたり、「公立学校共済組合長崎支部健康づくり講座業務に係る技術提案書作成要領」と一体をなすものである。

落札者決定基準は、事業者を選定するにあたって、入札に参加しようとする者（以下、「入札参加者」という。）のうち最も優れた提案を行った者を客観的に評価・選定するための方法や評価項目を示し、入札参加者が行う提案について、具体的な指針を与えることを目的とするものである。

2. 審査の基本的な考え方

長崎支部は、公立学校共済組合長崎支部健康づくり講座業務について、別に定める仕様書に記載している要件を求めるものであり、事業者の有効性及び事業者の類似事業業務実績等を総合的に評価して選定することが必要であると考えている。

したがって、事業者の選定にあたっては、入札価格及び長崎支部の仕様書に記載する事項との適合性、業務の遂行能力及び魅力ある内容で参加意欲を高める等の各面から総合的に評価し落札者を決定する。

3. 審査委員会の設置

長崎支部は、落札者の決定にあたり、「公立学校共済組合長崎支部健康づくり講座業務委託審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会の審査結果に基づき、落札者を決定する。審査委員会は、技術提案書の内容について、事業者に質問を求めることがある。

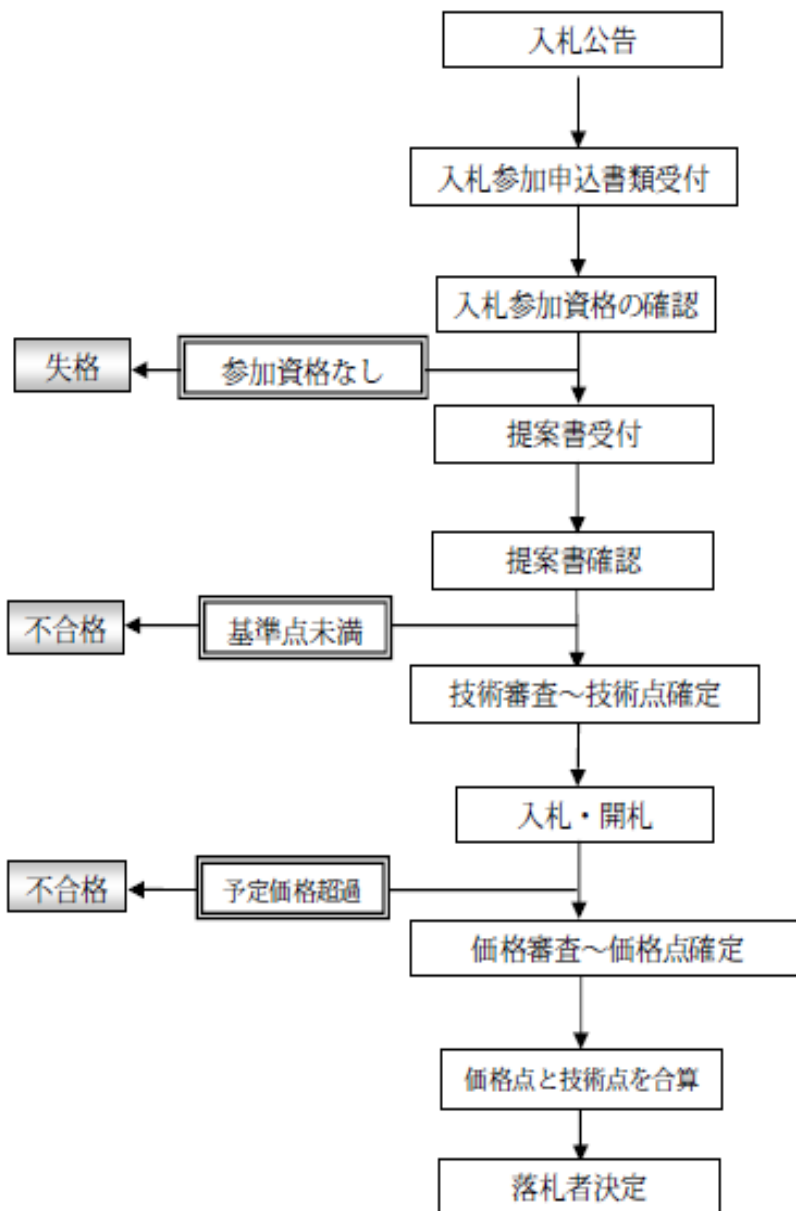
なお、落札者決定前までに、審査委員会の委員に対し落札者選定に関して自己に有利となる目的のために、接触等の働きかけを行った入札参加者は失格とする。

4. 審査の枠組み

審査は、資格審査と提案審査から構成される。

さらに、提案審査は、仕様書の要件に対する基礎点項目審査と創意工夫等に対する加算点項目審査から構成されており、提案審査の結果に基づく技術評価点と入札価格による価格評価点により総合評価点を求めて落札者を選定する。

公告から落札者決定に至るまでの審査の流れを次の図に示す。



5. 入札参加資格の確認

入札参加者から提出された入札参加申込書等から、公告、競争入札の参加者の資格等（告示）や入札説明書に示す入札参加資格を満たしていることを確認し、結果を入札参加者に対し通知する。

なお、入札参加資格を満たしていない場合は、失格とする。

6. 技術審査

入札参加者の提出した技術提案書を、以下8.に定める基準に従って評価・採点し、技術評価点を確定する。

なお、技術審査においては、審査委員が技術提案書の内容に対する理解を深めるため、入札参加者に質問をする場合がある。

7. 開札及び価格審査

入札参加者が提出した入札価格について、以下8.に定める算出方法に従って点数化し、価格評価点を採点する。

8. 落札者の決定等

長崎支部は、審査委員会の審査結果を踏まえて、以下の算出方法で総合評価点を算出し、落札者を決定する。

また、審査結果は落札者決定後、速やかに公表するとともに、審査結果について質問がある場合は、落札者公表後5日以内において、質問を受け付ける。

（1）得点配分

技術評価点 100点

価格評価点 100点

（2）総合評価点の計算

総合評価点＝技術評価点＋価格評価点

価格評価点＝価格評価点の満点（100点）×（1－入札価格×1.08／予定価格）

※算定の結果、端数がある場合は小数点以下第2位を四捨五入する。

（3）技術評価点の配点

合計点は100点であり、下記のとおり配点している。

① 仕様書の遵守 87点

② 組織の体制・実績 8点

③ その他 5点

(4) 技術評価点の算出

技術評価点は基礎点と加算点に区分する。技術評価点の評価の詳細については別紙「公立学校共済組合長崎支部健康づくり講座業務委託技術評価点の評価基準表」のとおりとする。

① 必須項目の審査（基礎点）

必須項目において、過半数を超える審査員が1項目でも基礎点を下回って評価している場合は、技術提案は不合格とする。

② 必須項目以外の審査（加算点）

各審査員はそれぞれの技術提案書を評価基準の細目ごとに5段階評価を行い、全審査員の平均点を細目別の得点とする。5段階評価は次表のとおりとする。

ただし、加算点の合計得点が35点を下回っている場合は、技術提案は不合格とする。

評価区分	評 価	採 点
A	特に優れている	項目の配点×1.00
B	優れている	項目の配点×0.75
C	やや優れている	項目の配点×0.50
D	普通	項目の配点×0.25
E	最低水準程度	-

※平均を算出した結果、端数がある場合は、小数点以下第2位を四捨五入する。

(5) 落札者の決定方法

長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に準じて作成された予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内である入札参加者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、落札者となるべき者以外で総合評価点が高い者を落札者とする。なお、総合評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、技術評価点の高い者を落札者とする。総合評価点が高く、かつ、技術評価点の最も高い入札者が2者以上あるときは、くじにより決定するものとし、この場合において、くじに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせることとする。